

令和 8 年豊能町議会 6 月定例会議
福祉教育常任委員会

会 議 録

令和 8 年 6 月 5 日（金）

豊 能 町 議 会

令和 8 年豊能町議会 6 月定例会議
福祉教育常任委員会

年 月 日 令和 8 年 6 月 5 日（金）

場 所 豊能町役場 大会議室

出席委員 6 名

寺脇 直子	内田 香織	林 和利
管野英美子	永並 啓	小寺 正人

欠席委員 なし

委員外出席 中川 敦司（副議長）

本委員会に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長	上 浦 登	副 町 長	高 木 仁
教 育 長	板 倉 忠	生活福祉部長	寺倉 義浩
こども未来部長	小森 進	政 策 監	大西 隆樹
総 務 部 長	入江 太志	福 祉 課 長	玉 川 徹
住民人権課長	石井 慎子	保 険 課 長	千歳あや乃
健康増進課長	吉 澤 亘	福 祉 課 主 幹	清水 珠実
教育総務課長	池田 拓也	義務教育課長	遠藤 克俊
こども育成課長	高田 浩史	生涯学習課長	大石登紀子
総合政策課長	山 内 拓		

本委員会に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	浜本 正義	書 記	岡 篤史
--------	-------	-----	------

本日の会議に付された案件は次のとおりである。

1. 令和8年豊能町議会6月定例会議付託案件について

- ・ 第44号議案 豊能町スクールバス運行に関する条例改正の件
- ・ 第45号議案 豊能町総合体育施設条例改正の件
- ・ 第46号議案 大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について
- ・ 第50号議案 令和8年度豊能町一般会計補正予算（第1回）の件
（関係部分のみ）
- ・ 第51号議案 令和8年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第1回）の件
- ・ 第52号議案 令和8年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）の件
- ・ 第53号議案 令和8年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第1回）の件
- ・ 第54号議案 豊能町立学校等屋内運動場及び施設設備の使用に関する条例改正の件

2. その他

午前9時30分 開会

○委員長（寺脇直子君）

皆様おはようございます。

福祉教育常任委員会では子育て支援や高齢者福祉、また障害者福祉、学校教育、生涯学習など町民の皆様の暮らしに深く関わる部分について審査を行います。

少子高齢化の進展や社会環境の変化により、福祉や教育を取り巻く課題はますます多様化しております。

そのような中、一人一人が安心して暮らし、子どもたちが健やかに成長できるまちづくりを進めていきたいと思いますので、当委員会といたしましても、現場の声に耳を傾けながら町民の皆様にとってよりよい施策の実現に向けて活発な議論と調査、研究に努めてまいります。

皆様の御理解と御協力をお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。

ただいまの出席委員は6名であります。

定足数に達しておりますので、福祉教育常任委員会を開会いたします。

委員会開会に当たりまして町長より挨拶がございます。

上浦町長。

○町長（上浦 登君）

皆さんおはようございます。

本日はお忙しい中御参集を賜りまして誠にありがとうございます。

本日のですね、福祉教育常任委員会ではですね、関係する八つの議案について御審査をいただくことになってございます。

詳細に御審議いただき御審査いただきまして、委員の皆様方に御理解を賜りたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長（寺脇直子君）

これより本日の会議を開きます。

本日の審査事項はお手元に配付のとおりでございます。

令和8年豊能町議会6月定例会議付託案件についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

第44号議案、豊能町スクールバス運行に関する条例改正の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

池田教育総務課長。

○教育総務課長（池田拓也君）

おはようございます。

教育総務課の池田です。

それでは第44号議案、豊能町スクールバス運行に関する条例改正の件につきまして、御説明のほうをさせていただきます。

着座にて説明させていただきます。

それでは議案書、議案概要及び新旧対照表を併せて御覧ください。

今回条例改正の説明の前に、現在のスクールバスの運行の状況につきまして、まず御報告のほうをさせていただきます。

令和8年4月10日の金曜日に始業式となりまして、スクールバスの運行を開始させていただいております。

使用状況でございますが、1年生11名、2年生8名の合計19名、内訳といたしましては、往復での御利用している児童が13名、片道での御利用をいただいている児童が6名となっております。

当日、何らかの御都合によりですね、スクールバスを利用しない場合につきましては、今年度購入のほうさせていただいております出欠の連絡ツールであります「すぐーる」により、保護者の方が事前に登録をいただき、その内容を添乗員が事前に確認し、

乗降者数を把握した上で運行のほうをさせていただいております。

登録がなく乗車しない場合につきましては、スクールバス自体は定刻に出発をいたしますが、学校到着後、学校の管理職のほうに、状況のほうをすぐに報告をさせていただきまして、管理職のほうは当該児童の出欠を確認するとともにですね、欠席の場合は保護者のほうにすぐに連絡をして、状況のほうを把握するというふうな状況になってございます。

スクールバスの運行につきましては、教職員をはじめ皆様の協力によりですね、現在のところ特に問題なく安全に運行のほうができているということをまず御報告のほうをさせていただきたいと思います。

それでは条例の改正の理由のほうの説明をさせていただきます。

改正の理由でございますが、豊能町立とよの西学園の開校に伴い、児童の通学手段として運行するスクールバスの運行を円滑に行うため所要の改正を行うものでございます。

条例改正の概要でございますが、第3条中、運行区間の規定がございますが、新光風台地区に限定をしておりましたが、新光風台の北側に吉川地区の保の谷地域があり、旧光風台小学校区であることから追加をするものでございます。

また同様に第4条中、使用者の規定でございますが、第3条と同様に吉川地区の保の谷地域を追加するものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものです。

説明は以上でございます。

御審査いただき、御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○委員長（寺脇直子君）

これより本件に対する質疑を行います。

はい。林委員。

○委員（林 和利君）

おはようございます。

林です。

今御説明があった保の谷地区は追加という部分なんですけども、今現在保の谷地区のほうでは児童の方はいらっしゃらないというふうに聞いておりますが、もし引越等されて児童が来られた場合、乗る場所、乗車位置ってというのはどの辺になるのでしょうか。

○委員長（寺脇直子君）

はい。池田教育総務課長。

○教育総務課長（池田拓也君）

教育総務課、池田でございます。

現在、保の谷地域のほうに対象となる児童は当然今のところはいっていないということでございますが、転入等で御利用されるという場合は、まずスクールバスの利用につきまして、保護者に当然説明を行った上で通常一般的に考えられるのは、居住しておられるところから一番近いバスの停留所っていうことになってございますので、あの辺りでいくと自治会館前の停留所になるのではないかと思います。ここは保護者の方と利用される前にしっかり話を聞いて対応したいというふうに考えてございます。

○委員長（寺脇直子君）

よろしいですか。

はい。他に質疑ございませんか。

はい。小寺委員。

○委員（小寺正人君）

条例の第4条のところにとよの西学園に通学する1年生、2年生に限定するというふうに書かれてますよね。

多分皆さんのところに住民の方で、3年生までにしたらどうやと、何か要望が多分いってると思うんですけど、そんなことはもう考えないということですか。考えてるんですか。どっちなんですか。

○委員長（寺脇直子君）

はい。池田教育総務課長。

○教育総務課長（池田拓也君）

はい。教育総務課の池田でございます。

今回スクールバスの対象を新光風台地区、今回の条例で提出させていただいてます吉川の保の谷地域ということで1年生、2年生に限定を今のところはさしていただいております。地域の方々からも、それ以上の学齢の児童のほうの乗車というお声も数件聞いているところではございますが、教育委員会、私どもとしましては、今の状況をしっかり、ちょっと把握をさせていただいた上で、検討のほうはしていきたいというふうに考えておりますので、今現状で3年生以上の児童を対象にスクールバスを走らせるということは考えてございません。

以上です。

○委員長（寺脇直子君）

よろしいですか。

はい。他に質疑ございませんか。

はい。それでは質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（寺脇直子君）

はい。討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○委員長（寺脇直子君）

挙手全員であります。

よって、第44号議案は原案のとおり可決されました。

第45号議案、豊能町総合体育施設条例改正の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大石生涯学習課長。

○生涯学習課長（大石登紀子君）

生涯学習課の大石です。

どうぞよろしくお願いいたします。

45号議案の説明に入ります前に、先日5月29日に行われました全員協議会におきまして、豊能町立総合体育施設条例改正、第45号議案の答弁に一部誤りがございましたので訂正させていただきます。

つきましては、今後このようなことがないよう努めてまいります。

誠に申し訳ございませんでした。

着座にて御説明いたします。

誤りの内容につきましては、答弁内容を「アリーナ等の利用料金につきまして、高齢者及び障害者は半額となります」と答弁いたしましたが、その答弁が誤っておりました。

高齢者の減免につきましては、正式な内容としまして、専用利用料金、アリーナ、第1体育場、第2体育場、テニスコートは高齢者の減免はございません。

個人利用料金、アリーナ、第1体育場、第2体育場、トレーニングルーム、温水プール、温水プール及びトレーニングルームの併用につきましては、満75歳以上の方は半額となります。また、65歳以上から75歳未満の方は0.7を乗じ得た額となります。

定期利用料金、トレーニングルーム、温水プール、トレーニングルーム及び温水プールの併用につきましては、満75歳以上の方は半額。満65歳以上満75歳未満の方につきましては、0.7を乗じ得た額となります。減免の答弁が間違っておりました。

大変申し訳ございませんでした。

一般質問後の総括質疑で答弁しましたとおり、減免につきましては現行どおり変わらず、今回の利用料金の見直しは一律10%引き上げを行うものでございます。

誠に申し訳ございませんでした。

それでは、第45号議案、豊能町立総合体育施設条例の改正の件について御説明させていただきます。

議案書 46 ページから 47 ページ、概要書及び新旧対照表を御覧ください。

改正の理由でございますが、物価高騰等に伴い、受益者負担の適正化を図るため、町立総合体育施設の利用に係る料金について見直しを行うものです。

改正の概要でございますが、内容としまして体育施設の利用料金を現行より 10%引き上げを行うものです。

引き上げ内容としましては、新旧対照表を御覧ください。

別表（第 10 条関係）、（1）の表、専用利用料金、区分、アリーナ全面、午前 A、9 時から 11 時 3,500 を 3,850 に。アリーナ半面、午前 A、9 時から 11 時、1,750 を 1,930 と。他の区分につきましても同様に改正前の料金から 10%の引き上げを行うものです。

なお、引き上げ率につきましては、物価高騰等による指定管理料の引き上げや近隣市町の利用料金も鑑みて設定しております。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

なお、補足資料といたしまして、Side Books 内、全員協議会、令和 8 年、令和 8 年 5 月 29 日、豊能町立総合体育施設条例改正についての資料を御覧ください。

豊能町立総合体育施設条例改正について御説明いたします。

1. これまでの利用料金の改正について。
平成 27 年 4 月 1 日に電気代高騰に伴う利用料金の改定をしております。アリーナ等は 11%の引き上げ。プール、トレーニングルームにつきましては 10 円から 100 円の増となっております。

令和元年 10 月 1 日、消費税引き上げに伴う利用料金改定 8 %から 10%に引き上げを行っております。

テニスコートにつきましては据え置きとなっております。

2. 今回の利用料金改定につきましては、引き上げ率一律 10%でございます。10 円未満につきましては四捨五入しております。引き上げ率につきましては、近隣市町の利用料金の状況を鑑みて試算しております。

引き上げの理由といたしましては、物価高騰に伴い、受益者負担の適正化を図るため、町立総合体育施設利用に係る料金について見直しを行うものです。また見直しによる収入の見込みでございますが、約 240 万円を予定しております。

今後の予定としましては、この 6 月議会に上程させていただいておりまして、議会終了後、指定管理者と協議、7 月から 9 月まで周知期間といたしまして、10 月から利用料金の引き上げを行う予定としております。参考といたしまして、近隣市町の状況をお示しさせていただきます。

説明は以上でございます。

御審査いただき、御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○委員長（寺脇直子君）

これより本件に対する質疑を行います。

はい。小寺委員。

○委員（小寺正人君）

料金改定によって 240 万円改善する。これ年ですか。1 年、1 月、1 年。

○委員長（寺脇直子君）

はい。大石生涯学習課長。

○生涯学習課長（大石登紀子君）

生涯学習課の大石です。

この 240 万円につきましては、1 年間の見込みとなっております。

以上でございます。

○委員長（寺脇直子君）

よろしいですか。

はい。他に質疑ございませんか。

はい。管野委員。

○委員（管野英美子君）

利用について、町外の人は高くなるっていうのはあるんですけども、それは自己申告なんですか。

○委員長（寺脇直子君）

はい。大石生涯学習課長。

○生涯学習課長（大石登紀子君）

はい。生涯学習課の大石です。

町外の方につきましては、先ほどアリーナ等につきましては、申請書にて住所を記入していただいておりますので町外の確認ができます。また定期利用につきましては事前に申込みございますので、そちらのほうで住所で確認することができます。

はい。以上でございます。

○委員長（寺脇直子君）

他に質疑ございませんか。

はい。管野委員。

○委員（管野英美子君）

今の質問なんですけども、自動販売機で券売するときは自分で選ぶっていうことなんですか。

○委員長（寺脇直子君）

はい。大石生涯学習課長。

○生涯学習課長（大石登紀子君）

生涯学習課の大石です。

個人利用につきましては、プールとジムにつきましては町外、町内料金ございません。アリーナ等につきましては、個人利用、障害がありますが、その辺りは自己申告と考えております。

以上でございます。

○委員長（寺脇直子君）

はい。管野委員。

○委員（管野英美子君）

教育委員会の意見なんですけども、この端数が出てるっていう問題ありますよね。今後どのように、ちょっと議案とはかけ離れてますけど、この3,850円を4,000円とかっていうのはどうかっていうのと、キャッシュレス

ができないっていうこともありますので、そのことをどう考えておられますか。

○委員長（寺脇直子君）

大石生涯学習課長。

○生涯学習課長（大石登紀子君）

生涯学習課の大石です。

端数につきましては四捨五入としております。前回27年度の電気代高騰につきましては、利用料金見直した際も四捨五入としておりますので、そちらに合わせさせていただいております。また先ほどおっしゃっていただきました何十円という端数につきましては、現在シーツスの券売機におきましては、キャッシュレス対応とさせていただいております。

説明は以上でございます。

○委員長（寺脇直子君）

他に質疑ございませんか。

はい。内田副委員長。

○副委員長（内田香織君）

おはようございます。

内田です。

シーツス利用されてる方の多くが、高齢者からよく御意見いただいて、毎日利用されてる、料金値上げはしんどいっていう声もよく聞きます。でもやっぱり物価高騰とかいろんなものが値上がっているのは、現実ですので、そこを丁寧に説明して、上がる理由等も説明が必要だと思います。節約できるところはできるので、ちょっと考えてもらう余地はあるのかなと思います。例えば、人件費で職員さんを上手く効率よく配置するとか、使っていないところの電気代を削るとか、そういう工夫をお願いします。

○委員長（寺脇直子君）

はい。大石生涯学習課長。

○生涯学習課長（大石登紀子君）

生涯学習課の大石です。

今回料金の引き上げにつきましては、おっしゃっていただいたとおり、高齢者の方にも

御負担ということになっております。今後シートスの指定管理と協議いたしまして、電気の節約などに努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（寺脇直子君）

よろしいですか。

はい。他に質疑ございませんか。

はい。永並委員。

○委員（永並 啓君）

値上げをすると、そこから利用者が離れる可能性もあるんですけど、これまで何回か値上げをされてますけれども、その時の利用者の、利用者数の推移ですね。それと今回予想される推移というものがあれば、お聞かせください。

○委員長（寺脇直子君）

はい。大石生涯学習課長。

○生涯学習課長（大石登紀子君）

生涯学習課の大石です。

平成 27 年に電気代高騰により、値上げをさせていただいた際、平成 26 年の利用人数につきましては 20 万 3,042 人、平成 27 年の利用人数につきましては 20 万 4,227 人と、このときにはそれほど利用者は下がっておりません。また令和元年にも、利用料金改定させていただきました。その際はちょっとコロナ禍になりましたので、令和元年の利用人数につきましては 17 万 2,656 人。令和 2 年につきましては 13 万 2,374 人と、コロナ禍によりまして施設を閉めておりましたので、利用率のほうは下がっております。

今回利用料金値上げにつきましても、利用率が下がらないよう努めてまいりたいと思っております。

説明は以上でございます。

○委員長（寺脇直子君）

はい。永並委員

○委員（永並 啓君）

多分値上げって、そこら辺との兼ね合いがすごい難しいところではあると思うんで、特に値上げをした数か月っていうので離れるかどうか、他の施設に行くかっていう方が増えられるかと思うんで、そこら辺はよく注視していただきたいのと、近隣と同じ状況で 10%っていうことですが、豊能町の場合ちょっと事情が違うのかなと。これの背景にも指定管理のお願いしても、今までの従来の金額ではさすがに難しいということがあってお願いしてる。値上げっていうところがあったんで、そうすると、最悪指定管理者の応募が無いっていう、無くなるケースっていうのも、もう 1 者だったらあるわけですね。

そういった場合、近隣と同じような値上げのほうでいいのか。それとももう無くなるかもしれないっていうことを考えるのであれば、もうちょっと他よりもちょっと負担を求めるほうがいいのかっていうそういう判断というものはされてるんですか。

○委員長（寺脇直子君）

はい。大石生涯学習課長。

○生涯学習課長（大石登紀子君）

生涯学習課の大石です。

今回値上げ率の 10%の検討は指定管理者と協議をいたしました。

やはり 15%、20%値上げをいたしますと、その分利用者が減るということも懸念されておりまして 10%ということで協議させていただいております。

説明は以上でございます。

○委員長（寺脇直子君）

永並委員。

○委員（永並 啓君）

豊能町の財政難で人口も減っていったというところだと、最悪の事態が閉めるってところだと思うんですよ。ですからそこら辺は本当に利用者さんにも状況を説明して、豊能町で使ってくださいとか、ほかでいろいろ

ろスポーツ施設ってすごい格安でも出てるんで、そういうところ行かれるんなら豊能町でっていうようなPR的なものも本当に重要になってきますんで、そこはしっかりとよろしくをお願いします。

○委員長（寺脇直子君）

よろしいですか。

はい。他に質疑ございませんか。

よろしいですか。

はい。それでは質疑がないようですので質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（寺脇直子君）

はい。討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○委員長（寺脇直子君）

挙手全員であります。

よって、第 45 号議案は原案のとおり可決されました。

第 46 号議案、大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

千歳保険課長。

○保険課長（千歳あや乃君）

保険課、千歳です。

それでは、第 46 号議案、大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議につきまして、提案理由の説明をいたします。

着座にて説明いたします。

本件につきましては、医療法等の一部を改正する法律による社会保険診療報酬支払基金法の改正により、社会保険診療報酬支払基金の名称が、令和 8 年 10 月 1 日から医療情報基盤・診療報酬審査支払機構に変更されるこ

とに伴い、大阪府後期高齢者医療広域連合の規約において使用している社会保険診療報酬支払基金の文言を変更することに関して、地方自治法第 291 条の 3 第 1 項の規定により関係市町村と協議するため、同法第 291 条の 11 の規定により提案するものです。

それでは議案書 48 ページ並びに新旧対照表を御覧ください。

変更内容としましては、規約第 17 条（広域連合の経費の支弁の方法）について規定する条項中、社会保険診療報酬支払基金の文言を、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構に改めるものです。

附則といたしまして、この規約の施行は令和 8 年 10 月 1 日といたします。

説明は以上でございます。

なお、本件につきましては府内全市町村で同様の対応を行うものです。

御審査いただき、御決定くださいますようよろしくお願いいたします。

○委員長（寺脇直子君）

はい。これより本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

私のほうから 1 点、今回名称が変わることですけれども、この機構の役割とか業務内容とかそういうことに実質的な何か変更するとかいうことはあるのでしょうか。

はい。千歳保険課長。

○保険課長（千歳あや乃君）

社会保険診療報酬支払基金、この役割のほうが変わっております。

高齢化に伴う医療ニーズの変化や人口減少を見据えまして、地域での良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を構築するため、医療法等の一部が改正されております。社会保険診療報酬支払基金の機能を現在の審査支払機能に加えて、医療DXに関するシステムの開発運用、これも担うことから名称につい

て新診療報酬の審査支払業務と医療DX業務の両方を担う法人として、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構という名前に変わることになっております。

以上です。

○委員長（寺脇直子君）

他に質疑ございませんか。

それでは質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（寺脇直子君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○委員長（寺脇直子君）

挙手全員であります。

よって、第46号議案は原案のとおり可決されました。

第50号議案、令和8年度豊能町一般会計補正予算（第1回）の件（関係部分のみ）を議題といたします。

順次、提案理由の説明を求めます。

はい。千歳保険課長。

○保険課長（千歳あや乃君）

保険課、千歳です。

それでは第50号議案、令和8年度豊能町一般会計補正予算の件につきまして、関係部分のみ説明させていただきます。

14ページを御覧ください。

款3. 民生費、項1. 社会福祉費、目1. 社会福祉総務費の2. 国民健康保険特別会計事業勘定繰出金事業でございますが、国民健康保険特別会計事業勘定において、補正することに伴い繰出金16万1,000円を増額補正するものでございます。

○委員長（寺脇直子君）

はい。玉川福祉課長。

○福祉課長（玉川 徹君）

はい。同じく一般会計補正予算書の14ページを御覧ください。

款3. 民生費、項1. 社会福祉費、目1. 社会福祉総務費の7. 障害者自立支援事業でございますが、福祉介護職員等の処遇改善加算の拡充に伴う社会福祉サービスの報酬改定に係る障害者システムの改修に要する業務委託料556万3,000円を増額するものでございます。

○委員長（寺脇直子君）

はい。千歳保険課長。

○保険課長（千歳あや乃君）

同じく14ページ、目2. 老人福祉費の3. 介護保険特別会計事業勘定繰出金事業でございますが、介護保険特別会計事業勘定において、補正することに伴い繰出金2万2,000円を減額補正するものでございます。

続きまして15ページを御覧ください。

目9. 後期高齢者医療費の1. 後期高齢者医療特別会計繰出金事業でございますが、後期高齢者医療特別会計において補正することに伴い繰出金9,000円を増額補正するものでございます。

○委員長（寺脇直子君）

はい。大石生涯学習課長。

○生涯学習課長（大石登紀子君）

生涯学習課の大石です。

補正予算書16ページを御覧ください。

款10. 教育費、項4. 社会教育費、目3. 公民館費の3. 中央公民館管理事業、12. 業務委託料及び14. 工事請負費でございますが、これは東地区公共施設再編に係る工事期間中の中央公民館を利用されている方の代替施設の整備費用となります。具体的には、現在の中央公民館内の図書室及び自習室等を郷土資料館に移設し、図書の貸出しなどの機能を備えるものです。

予算につきましては、業務委託料としまし

て、蔵書及び書架の移設費、また図書貸出しシステムの設定費用を合わせて、230 万 9,000 円、工事請負費としまして、代替施設の郷土資料館における空調及び電気工事等が147 万 5,000 円を補正するものでございます。

なお、詳細につきましては後ほど御説明いたします。

続きまして、補正予算書 17 ページを御覧ください。

款 10. 教育費、項 5. 保健体育費、目 1. スポーツ振興費の 3. シートス管理事業、18. 負担金でございますが、これはスポーツセンターシートスに対しまして 100 万円の指定寄附があり、寄附いただいた方より寄附金の活用といたしまして、シートスのプールに関する設備費用に充てて欲しいとの希望があったものです。指定管理者に負担金として支出し、プール清掃に係るプールロボットですとかプール車椅子、プール高スロープの購入に充てるものです。

予算といたしましては、負担金として 100 万円を補正するものでございます。

歳出の説明は以上でございます。

○委員長（寺脇直子君）

はい。玉川福祉課長。

○福祉課長（玉川 徹君）

続きまして歳入について御説明申し上げます。

補正予算書ちょっと戻っていただきまして、11 ページをお開きください。

款 15. 国庫支出金、項 2. 国庫補助金、目 2. 民生費国庫補助金、節 1. 社会福祉総務費国庫補助金の 2. 障害者総合支援事業費国庫補助金 278 万 1,000 円でございます。

これは先ほど歳出のほうで御説明申し上げました障害者システムの改修に要する費用の 2 分の 1 にあたる国庫補助でございます。説明は以上となります。

御審議の上、御決定賜りますようよろしく

お願いいたします。

○委員長（寺脇直子君）

はい。大石生涯学習課長。

○生涯学習課長（大石登紀子君）

生涯学習課の大石です。

先日の一般質問、総括質疑で御質問のございました内容につきまして御説明いたします。

補正予算書 16 ページ、中央公民館管理事業の詳細を御説明いたします。

資料につきましては、Side Books 内、福祉教育常任委員会、令和 8 年、令和 8 年 6 月 5 日、第 55 号議案、町立郷土資料館イメージ図の資料を御覧ください。

着座にて御説明いたします。

中央公民館の代替施設の図書室、自習室の御説明をいたします。

現在の郷土資料館の図面となりますが、図面の上部が商工会議所、右側が旧東能勢小学校の位置図となります。資料館上部の右側が入り口となります。資料の展示室があり、その奥側、下側になります事務所、収蔵庫があり、その場所を改修いたします。図の下側の自習室、図書閲覧室、事務所等に蛍光灯を設置し、空調のエアコンを 2 台設置いたします。また、天井高が高いため、空調の効率を良くするため、床から約 3 メートルの高さの位置に簡易の天井を設置いたします。また、書架及び蔵書につきましては、資料展示室の一部に設置いたします。空調及び電気工事、簡易天井の設置費といたしまして、工事請負費 147 万 5,000 円。蔵書及び書架等の移設費図書貸出しシステムの設定費といたしまして業務委託料 230 万 9,000 円。合わせまして 378 万 4,000 円を補正するものです。

また併せまして、総括質疑で御質問のございました中央公民館の団体数ですが、定期使用の団体が 14 団体、不定期使用の団体が 8 団体、夜間使用の団体が 6 団体と合計 28 団体があります。

説明は以上でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（寺脇直子君）

はい。それではこれより本件に対する質疑を行います。

はい。管野委員。

○委員（管野英美子君）

管野です。

今の郷土資料館の図を見せていただいて、玄関入って左っかわのところのトイレとかは改修されないんですか。あそこは天井がなくて、私は、館長さんにトイレ行きたかったら商工会行きなさいって言われてるんですけど。

○委員長（寺脇直子君）

はい。大石生涯学習課長。

○生涯学習課長（大石登紀子君）

生涯学習課の大石です。

トイレにつきましては、現在とよの東学園育成室のトイレを利用できるよう調整しております。

以上でございます。

○委員長（寺脇直子君）

はい。管野委員。

○委員（管野英美子君）

郷土資料館の開館と、それから育成室が閉まってる。これからはずっと育成室も開けているということなんですか。

○委員長（寺脇直子君）

はい。大石生涯学習課長。

○生涯学習課長（大石登紀子君）

生涯学習課の大石です。

育成室のトイレにつきましては、外から鍵の施錠ができるようになっておりますので、鍵のほうをお借りして運用しようと考えております。

以上でございます。

○委員長（寺脇直子君）

はい。管野委員。

○委員（管野英美子君）

それと郷土資料館のバックヤードみたいなところに今資料がいっぱいあったし、ひな人形とか季節もんとかを仕舞ってあったんですが、それはこの地図のどこに収納されるんですか。

○委員長（寺脇直子君）

はい。大石生涯学習課長。

○生涯学習課長（大石登紀子君）

生涯学習課の大石です。

今おっしゃっていただきました書庫などはこの地図の下のほうになります。なのでこの地図のほうには、図面のほうには載せておりません。

以上でございます。

○委員長（寺脇直子君）

はい。管野委員。

○委員（管野英美子君）

今の館長さんはとても研究熱心で、何かお皿修復したりしてはるんですけど、そのスペースっていうのもしっかりと確保されてるんですか。

○委員長（寺脇直子君）

はい。大石生涯学習課長。

○生涯学習課長（大石登紀子君）

生涯学習課の大石です。

イメージ図の中に、左側のほうに文化財整理事務所、真ん中に資料館事務所でございます。この文化財整理事務所のほうで、場所のほうは確保してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（寺脇直子君）

はい。管野委員。

○委員（管野英美子君）

何度もすいません。

空調を設置されるということなんですけども、そのランニングコストっていうのは生涯学習課の費用から出るんですか。

○委員長（寺脇直子君）

大石生涯学習課長。

○生涯学習課長（大石登紀子君）

生涯学習課の大石です。

ランニングコストにつきましては、来年度の予算で計上してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（寺脇直子君）

はい。菅野委員。

○委員（菅野英美子君）

工事期間中、郷土資料館お休みを取るということですね。

○委員長（寺脇直子君）

はい。大石生涯学習課長。

○生涯学習課長（大石登紀子君）

生涯学習課の大石です。

資料館につきましては、この図の上部の左側が空いておりますので、資料展示につきましては継続的に行います。今現在、資料館は火、木、土と開いておりますので、同じ時間体で開館のほうを予定しております。

以上でございます。

○委員長（寺脇直子君）

よろしいですか。

はい。他に質疑ございませんか。

はい。林委員。

○委員（林 和利君）

林です。

17 ページで、寄附金が 100 万円ということのを伺いました。そして、その活用方法がロボット等、プール関係の何かそういう機械、マシンってところで、そういうものを購入するときに、町からまたちょっと足りないとかいう、そのようなことも考えられるのでしょうか。

○委員長（寺脇直子君）

はい。大石生涯学習課長。

○生涯学習課長（大石登紀子君）

生涯学習課の大石です。

今回 100 万円寄附がございましたのはプールに関する設備の費用に充てて欲しいという希望がございました。指定管理者と協議いたしまして、現在、プールの設備の中で足りないものを挙げていただいております。

以上でございます。

○委員長（寺脇直子君）

林委員。

○委員（林 和利君）

はい。林です。

プール関係のものというところで、寄附金本当ありがたいなと思います。枠の中でそろえるような形にするということですか。

○委員長（寺脇直子君）

はい。大石生涯学習課長。

○生涯学習課長（大石登紀子君）

生涯学習課の大石です。

説明不足で申し訳ございません。

今回試算しておりますのは、100 万円少し超えております。超えた部分につきましては、差額は指定管理者のほうに負担していただく予定にしております。

以上でございます。

○委員長（寺脇直子君）

はい。他に。

はい。内田副委員長。

○副委員長（内田香織君）

同じ寄附の件で、これは寄附された方はお名前公表とかはされないんですか。

○委員長（寺脇直子君）

はい。大石生涯学習課長。

○生涯学習課長（大石登紀子君）

生涯学習課の大石です。

今回この寄附につきましては、令和 7 年度に寄附をいただいております。寄附採納願をいただく際に名前を公表していかどうかというのに対しまして、名前を公表してもいいということでしたので、令和 7 年の 11 月号の広報のほうに掲載しております。

以上でございます。

○委員長（寺脇直子君）

はい。他に質疑ございませんか。

はい。管野委員。

○委員（管野英美子君）

14 ページの民生費、社会福祉費、社会福祉総務費の障害者自立支援事業の業務委託料なんですけれど、システム改修にこんなにお金がかかるんですか。その処遇改善の報酬改定といったら何%入れてって思うんですけど、そんな単純なものではないんですか。いつもシステム改修にお金がかかるんで、またかと思ったんですけど、お答えいただけますか。

○委員長（寺脇直子君）

はい。玉川福祉課長。

○福祉課長（玉川 徹君）

はい。福祉課、玉川でございます。

障害福祉サービスの報酬改定につきましては、通常、定期的に3年に1回行われるものでございますが、令和8年度につきましては、物価高騰や福祉分野における慢性的な人材不足解消のために、臨時的な措置として、障害福祉サービスに関わる幅広い職種、今回は介護職員だけではなく、事務、調理、運転手、管理者等の、幅広い職種の方を対象とした処遇改善が主な目的となっております。

具体的に申し上げますと、まずは居宅介護ですとか、重度訪問介護、生活介護等の各種福祉サービスの提供に当たりまして、従来の加算区分のほかに、例えばICT導入ですとか、共同化の推進に重点的に取り組んでいる事業者に対して、追加でより上位の加算区分を設けるものでございます。これは各障害者サービスの従来の報酬単価にそれぞれ加算分を項目立てする必要があるございまして、かなり広範囲の改修になるところでございます。

またこれに加えて、新たにこれまでは加算対象となっておらなかったサービスにつきましても、一部、例えば地域移行支援です

とか、地域定着支援等の障害福祉サービスの提供に当たりまして、新たに処遇改善の加算となるサービスがございまして、これに対して追加で改修を要するものとなっております。その関係でちょっとまた細かくなりますが、例えば就労継続支援という、障害福祉サービスがあるんですけども、こちらの例えば工賃の計算方法の見直しですとか、報酬区分の調整とかがございまして、かなり広範囲、細部に関わる修繕となっております、ちょっと金額のほうも高くなっておるといった状況でございます。

以上でございます。

○委員長（寺脇直子君）

はい。管野委員。

○委員（管野英美子君）

障害者支援でそんな大切なことをですね、2分の1は町が負担しなきゃいけないんですか。国が全部持っていただくとかそういうことにはならないんですか。

○委員長（寺脇直子君）

はい。玉川福祉課長。

○福祉課長（玉川 徹君）

はい。本来であれば、国の制度改正なので負担していただければ非常に助かるし、本筋ではないかなとは思っておるんですけども、残念ながらこういったシステム改修にかかる補助金は現状では国庫補助金2分の1のみでございます。都道府県の大阪府のほうでも、補助はしていただけないというのが実情でございます。

以上でございます。

○委員長（寺脇直子君）

よろしいですか。

はい。林委員。

○委員（林 和利君）

林です。

今の続きのシステム改修、今御説明があった細かいのがあるんですけども、それをシス

テムとして改修するのに、例えば数字を変えていくとか、そういうようなことなんでしょうか。それとも現場の人たちの処遇改善、加算という部分のところで、施設によってはあるかもしれないんですけど、そこで施設の方々の処遇が、言うたら、手当、給料上がるという、そっちのほうにぼんと入るっていうためのこの数字のこの何ですか、内訳というものをこのシステムの中に入れ直すというような形の分でこういうお金がかかるというようなことなんでしょうか。そのまま処遇改善で加算で、一人頭こうぼんと上がるとかいうわけではなくて、っていうことなんでしょうか。どうでしょう。

○委員長（寺脇直子君）

はい。玉川福祉課長。

○福祉課長（玉川 徹君）

はい。今いただいた質問、御質問ですけれども具体的に各障害福祉サービスの報酬の単価を個別に設置をし直すといった内容になっております。といったシステム改修が主な内容となっておりますので、報酬を一律、情報をスライドさせることによって、各サービス従事されている職員さんの給与ですね、一応国が目標としているのは月額1万円程度、3.3%程度の賃金が、この報酬改定によって見込まれるのではないかなというような推計を出されているところでございます。

以上でございます。

○委員長（寺脇直子君）

はい。林委員。

○委員（林 和利君）

はい。ありがとうございます。

ただそのベースになるところをシステムという部分で変えていくということで、はい、本当に現場の方々は大変だと思いますんでね、本当に処遇改善というのは必要だというふうに思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○委員長（寺脇直子君）

はい。よろしいですか。

はい。他に質疑ございませんか。

はい。中川副議長。

○副議長（中川敦司君）

中川です。

先ほどの郷土資料館の改造図言いますかね、イメージ図のエアコンでちょっと確認をさせていただきたいんですけれども、そのエアコンの確認の前に、この図の図書閲覧室かな、右端の教育相談室、ここの間の黒い実線、これはもう完全なあれですね、壁と考えておいたらいいか。あと自習室と図書閲覧室の間のこの細い線これはパーテーションみたいなそんなふうな位置づけになってるのか、その辺りからまずお伺いしたいと思います。

○委員長（寺脇直子君）

はい。大石生涯学習課長。

○生涯学習課長（大石登紀子君）

生涯学習課の大石です。

教育相談室と図書閲覧室の壁につきましては、現在こちらもすでに壁で間仕切りをされております。また自習室、図書閲覧室などの間仕切りにつきましては、おっしゃっていただいたとおりパーテーションを用いて間仕切りを行う予定にしております。

説明は以上でございます。

○委員長（寺脇直子君）

はい。中川副議長。

○副議長（中川敦司君）

2台エアコンあって左端じゃなくて、この閲覧室のエアコンについては、どちらかというとこの閲覧室とか自習室のほうに風がいくみたいな感じでとらえられるのかなと。それに対して教育相談室のほうは、このエアコンの後ろにもう完全に壁ができてることなので、このエアコンの冷氣というか、暖気というかそういったものは教育相談室のほうにはちょっといきづらい構造というふうに考えておいたらいいか。

○委員長（寺脇直子君）

はい。大石生涯学習課長。

○生涯学習課長（大石登紀子君）

生涯学習課の大石です。

現在この右手にございます教育相談室につきましては、現在こちらのほうが資料館の事務所となっております、エアコンのほうは既に設置されております。

説明は以上となります。

○委員長（寺脇直子君）

他に質疑ございませんか。

はい。永並委員。

○委員（永並 啓君）

シートの寄附の件なんですけど 12 月に広報でっていうことをおっしゃられましたけど、それ以外の発信はされないですか。例えばこういうものを買いましたとか写真をつけて、こういうふうに使わせてもらいましたって、とってもありがたい話じゃないですか。そしたら広報で1回載せましたって、多分知らなかった人も結構いるぐらいなんで、寄附でこんだけもらいました、こういうことに使わせてもらいましたっていうところを、何回も発信してもいいと思うんですよ。もう名前も出していいって言われる方であれば、それで他にも結構なんか使いたいなと思ってはる人もいはるんでそういう発信はどう考えておられますか。

○委員長（寺脇直子君）

はい。大石生涯学習課長。

○生涯学習課長（大石登紀子君）

生涯学習課の大石です。

今回広報に掲載させていただいた内容は、100 万円の寄附がございますという内容となっております。今後、購入させていただいた後に、また購入させていただいた物品を広報などで周知、館内などで周知させていただくように調整してまいります。

説明は以上でございます。

○委員長（寺脇直子君）

はい。入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

おはようございます。

総務部、入江です。

寄附につきましては一定金額以上いただきますと表彰の対象にもなるかなと思いますので、その基準であればですね、表彰もさせていただいて、周知をしていければとそういうふうに考えてございます。

○委員長（寺脇直子君）

はい。永並委員。

○委員（永並 啓君）

多分そこら辺は多分どこでもやってるかと思うんですけど、いかに知ってもらうか。僕は 100 万じゃなくて 10 万円でもいいと思ってるんですよ。その寄附を受けて、そういうのに使われましたっていうふうに情報発信をする場合に、そういう写真を載せてはるとか、それを使った利用者の声を載せるとか、いろんなところでそういうふうに献血なんかもそうなんですけど、献血された方の声を載せたりとか、そうするとした人が、こんなふうに役立ったんだなっていうことを実感できて、また繰り返していくとか。だからそういうふうにいただいたことも大切ですけど、そこからどういうふうに使ったかということでこういう制度もあるんだ、こういうふうに自分のお金が使われるんだっていう情報を出すことによって、他からも寄附がいただけるかもしれないんで、そういった発信の仕方っていうものをちょっと考えていただきたいと思います。

部長だね、入江部長どうですか。

○委員長（寺脇直子君）

はい。入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

総務部、入江です。

いろいろな御意見をいただきましたので、

またですね、行政会議がございますので、その辺りも広く良いことをしていただいた場合はですね、極力広報あるいはね、インターネットとホームページ等で周知はしていくほうが私もいいのかなと思ってございますので、そこはですね、1回内部で情報共有して取り組んでいければと思ってございます。

以上です。

○委員長（寺脇直子君）

よろしいですか。

はい。内田副委員長。

○副委員長（内田香織君）

はい。同じ寄附で一緒なんですけど、広報とよの、はい、11月号を見させていただきました。記事的にはちょっとこじんまりと寄附ありがとうございます、文字だけです。寄附ありがとうございます。はい。やっぱり写真とかあったほうが印象に残ると思うんですね。私自身も、今回いろんな団体さんが学校が合併したことになって、各地域に残った補助金をどうしようっていう議論になってね、青少年指導員とかクラブチームさんでも、もうちょっと解散して残金をどうしよう、寄附したいなっていうお話もあります。

せっくなので、それを無理くりこう使ってもいいんですけど、でも、もしまとまったお金があるのであれば、豊能町の例えば子どものためにだとか、指定してもらって、有意義な寄附のお金の使い方ができるよう、また寄附してもらった方に対して、やはりそこは広く周知していただいたほうがよろしいかと思います。

○委員長（寺脇直子君）

はい。大石生涯学習課長。

○生涯学習課長（大石登紀子君）

生涯学習課の大石です。

前回11月に掲載した広報につきましてはおっしゃっていただきましたとおり、文字だけになっております。今回プールに関する備

品としまして、プールロボットなどを購入いたしますので、写真も併せて、広報、館内掲示、ホームページなどで周知させていただきたいと思っております。

説明は以上でございます。

○委員長（寺脇直子君）

他に質疑ございませんか。

ちょっと私のほう、いいですか。

中央公民館の代替施設なんですけども、これ周知する時期とか周知方法等、工事の期間の予定期間について伺います。

はい。大石生涯学習課長。

○生涯学習課長（大石登紀子君）

生涯学習課の大石です。

周知につきましては、この議会が終わりまして補正予算が確認されましたら、工事期間についても検討してまいりたいと思っております。また、中央公民館利用者につきましては、今回この代替施設はあくまでも図書室、自習室になります。会議室等の代替施設につきましては現在、永寿荘、ふれあい文化センター、役場庁舎を考えておりますので、代替施設が決まった後に利用者の方には周知してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（寺脇直子君）

永並委員。

○委員（永並 啓君）

郷土資料館でこれだけ代替施設ですけど、こういう場所ができました。新しくできたらその後どうされます。何か利用しないのもったいないなっていうふうになるんですけど、多分使いたいって人、いはるかなと思うんですけど、そこら辺は今考えておられますか。

○委員長（寺脇直子君）

はい。大西政策監。

○政策監（大西隆樹君）

はい。その施設なんですけれども、もうかなり古い施設になっております。それを再利

用するというのはなかなか現実的ではないかなというふうに思っておりまして、耐震とかそういったものも審査等もしておりませんので、貴重な施設ではあるんですが、そのまま置いておくか、または解体するというようなことになっていくんじゃないかなというふうに思ってます。きっちりとした方針というのは、まだ出ておらないんですが、そういう方向になるんじゃないかなというふうに思っております。

○委員長（寺脇直子君）

はい。永並委員。

○委員（永並 啓君）

その方針が決まるまでこの状態なのかなと思うんですけど、大体新しいとこできたら足りないとか狭いとか、いろんなものが出てくるんで、そういったときに使える施設として、だから西公民館でも足りなかったらユーベルの控室なんかを使ったりとか、そういうこともしてますよね。もともと予定じゃなかったけど、そういうところがあるから使いましかとか、だから一応こういう施設があるってことは一つの、税金でつくった財産でもあるから最終的に方針が出たら壊さないといけないんですけど、出るまではそういう利用方法っていうものも柔軟にできるような考えもどこかに置いて方針を出していただけたらと思います。

○委員長（寺脇直子君）

はい。大西政策監。

○政策監（大西隆樹君）

はい。可能な限りそういったことでも使えたらいいかなとは思いますが、ただ、また建築基準法上の用途関係等もございますので、そこは法律をちょっと照らし合わせながら、方針を含めて決定していければというふうに思います。

○委員長（寺脇直子君）

よろしいですか。

はい。他に質疑ございませんか。

よろしいですか。

はい。それでは質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（寺脇直子君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○委員長（寺脇直子君）

挙手全員であります。

よって、第 50 号議案は原案のとおり可決されました。

第 51 号議案、令和 8 年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第 1 回）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

千歳保険課長。

○保険課長（千歳あや乃君）

保険課、千歳です。

それでは第 51 号議案、令和 8 年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

着座にて説明いたします。

お手元の補正予算書の 3 ページを御覧ください。

令和 8 年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第 1 回）でございます。

第 1 条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 16 万 1,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 21 億 8,072 万 9,000 円とするものでございます。

補正後の款項の区分及び歳入歳出予算の金額は 4 ページから 5 ページまでの第 1 表 歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

それでは今回の歳入歳出予算の補正内容に

つきまして御説明申し上げます。

最初に歳出より御説明申し上げます。

9 ページを御覧ください。

款 1. 総務費、項 2. 徴収費、目 1. 賦課徴収費の 1. 国民健康保険料賦課徴収事務事業でございますが、滞納整理等に係る預貯金等照会システム導入に係る経費の増額並びにそれに伴う通信運搬費及び預貯金照会手数料の減額について補正するものでございます。

歳出の説明は以上でございます。

次に歳入について御説明申し上げます。

8 ページへお戻り願います。

款 6. 繰入金、項 1. 他会計繰入金、目 1. 一般会計繰入金の 1. 職員給与費等繰入金でございますが、歳出のところで御説明申し上げました事業に係る繰入金を補正するものでございます。

説明は以上です。

御審査いただき、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（寺脇直子君）

それではこれより本件に対する質疑を行います。

はい。管野委員。

○委員（管野英美子君）

滞納についてちょっとお伺いします。

うっかり忘れていたっていう人がいると思うんですね。

令和 6 年度の不納欠損金も 300 万ぐらいで随分多いなと思うんですけど、収入未済額が 3,800 万かな、それも一つずつ徴収していかなくやいけないんですけども、この督促を 1 回やったその後のことですか、この滞納整理の預貯金を押さえるというのは。

○委員長（寺脇直子君）

はい。千歳保険課長。

○保険課長（千歳あや乃君）

保険課、千歳です。

まず 1 回目の納期限ですね、納期限に納ま

らなかった方に関しては督促状のほうを送付いたします。督促状を送付してもなお納付のない方に関しましては、電話番号とか分かってる方では電話催告行っております。そのほかそういった電話等分らない方に関しましては催告書というものを送っております。

その催告書の中に未納、このまま納めないようであれば、給与であったり預貯金口座であったりそういったものを調べて差し押さえに至る場合もありますと明記させていただいて、未納になっている方には御通知差し上げておるところです。それでもなお未納の方に関して、こういった預貯金の照会というのを実際に行っていくと。こういう流れのほうになっております。

以上です。

○委員長（寺脇直子君）

はい。管野委員。

○委員（管野英美子君）

そして、その後なんですけども、その銀行ってたくさん分けてはる人もいると思うんです。ここら銀行ないんでね、郵便局と池銀ぐらいかなと思うんですけども。どの範囲で照会をされるんですか。

○委員長（寺脇直子君）

はい。千歳保険課長。

○保険課長（千歳あや乃君）

保険課、千歳です。

まずは近隣というところで金融機関当たっていきます。ただ、転入でこちらに入って来られる場合は、転入元で作られている場合とかもございまして、メガバンク等の本店照会というところで支店がどこかないとか。そういったことも含めて照会をしております。まず、近隣からということで調査のほうをしております。

以上です。

○委員長（寺脇直子君）

よろしいですか。

はい。他に質疑ございませんか。

はい。それでは質疑がないので質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

○委員長(寺脇直子君)

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○委員長(寺脇直子君)

挙手全員であります。

よって、第 51 号議案は原案のとおり可決されました。

第 52 号議案、令和 8 年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 回)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

はい、千歳保険課長。

○保険課長(千歳あや乃君)

保険課、千歳です。

第 52 号議案、令和 8 年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算の件につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

着座にて説明申し上げます。

お手元の補正予算書の 3 ページを御覧ください。

令和 8 年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 回)でございます。

第 1 条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 9,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 億 8,234 万 9,000 円とするものでございます。補正後の款項の区分及び歳入歳出予算の金額は、4 ページから 5 ページまでの第 1 表 歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。それでは、今回の歳入歳出予算の補正内容につきまして御説明申し上げます。

最初に歳出より御説明申し上げます。

9 ページを御覧ください。

款 1. 総務費、項 2. 徴収費、目 1. 徴収費の 1. 後期高齢者医療徴収事務事業でございますが、滞納整理等に係る預貯金等照会システム導入に係る経費の増額並びにそれに伴う通信運搬費及び預貯金照会手数料の減額について補正するものでございます。

歳出の説明は以上でございます。

次に歳入について御説明申し上げます。

8 ページへお戻り願います。

款 4. 繰入金、項 1. 一般会計繰入金、目 1. 事務費繰入金の 1. 事務費繰入金でございますが、歳出のところで御説明申し上げました事業に係る繰入金を補正するものでございます。

説明は以上です。

御審査いただき、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長(寺脇直子君)

それでは本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

はい。それでは質疑がないので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

○委員長(寺脇直子君)

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○委員長(寺脇直子君)

挙手全員であります。

予定第 52 号議案は原案のとおり可決されました。

第 53 号議案、令和 8 年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算(第 1 回)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

はい。千歳保険課長。

○保険課長（千歳あや乃君）

保険課、千歳です。

第 53 号議案、令和 8 年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

着座にて説明申し上げます。

お手元の補正予算書の 3 ページを御覧ください。

令和 8 年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第 1 回）でございます。

第 1 条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 2 万 2,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 27 億 1,493 万 4,000 円とするものでございます。補正後の款項の区分及び歳入歳出予算の金額は、4 ページから 5 ページまでの第 1 表 歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。それでは、今回の歳入歳出予算の補正内容につきまして御説明申し上げます。

最初に歳出より御説明申し上げます。

9 ページを御覧ください。

款 1. 総務費、項 2. 徴収費、目 1. 賦課徴収費の 1. 介護保険賦課徴収事務事業でございますが、滞納整理等に係る預貯金等照会システム導入に係る経費の増額並びにそれに伴う通信運搬費及び預貯金照会手数料の減額について補正するものでございます。

歳出の説明は以上でございます。

次に歳入について御説明申し上げます。

8 ページへお戻り願います。

款 6. 繰入金、項 1. 一般会計繰入金、目 4. その他一般会計繰入金の 1. 事務費繰入金でございますが、歳出のところで御説明申し上げました事業に係る繰入金を補正するものでございます。

説明は以上です。

御審査いただき、御決定賜りますようよろ

しくお願いいたします。

○委員長（寺脇直子君）

これより本件に対する質疑を行います。

はい。それでは質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（寺脇直子君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○委員長（寺脇直子君）

挙手全員であります。

よって、第 53 号議案は原案のとおり可決されました。

第 54 号議案、豊能町立学校等屋内運動場及び施設整備の使用に関する条例改正の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

はい。池田教育総務課長。

○教育総務課長（池田拓也君）

はい。教育総務課、池田でございます。

それでは第 54 号議案、豊能町学校等屋内運動場及び施設設備の使用に関する条例改正の件につきまして、御説明をさせていただきます。

着座にて説明させていただきます。

それでは議案書、概要書及び新旧対照表を御覧ください。改正の理由でございますが、義務教育学校屋内運動場に設置しています。空調設備の使用に関し、利用者から空調維持費を徴収するため所要の改正を行うものでございます。改正の概要につきまして御説明申し上げます。

令和 8 年 4 月にとよの東学園、とよの西学園が開校しました。とよの東学園の屋内運動場は令和 3 年度に改修工事を行い、空調設備を設置し、とよの西学園につきましては、今

年度開校に合わせて、屋内運動場に空調設備を設置し、現在学校の授業等で使用をしているところでございます。

また、それぞれの屋内運動場につきましては、主に学校体育施設利用団体が平日の夜及び土日祝日に活動場所として利用されており、特にこれから夏季に入りますと、日中の室温が高温となることが予想されることから、整備しました空調設備を有料で利用できるよう、本条例第2条第3項を改正するものでございます。なお、改正前の同項では、映画会その他、特に電力を多量に消費するものを想定しておりましたが、既存の設備以外で電力を多量に消費するような設備を持ち込む実績がないことから、同項を空調設備に限定した内容に改正するものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和8年7月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。

御審査いただき、御決定賜りますようお願いいたします。

○委員長（寺脇直子君）

これより本件に対する質疑を行います。

はい。管野委員。

○委員（管野英美子君）

管野です。

条例の中で第2条に使用料というのがあるんですけども、これからその金額はここに入るんですか。それとも規則で定められるんですか。

○委員長（寺脇直子君）

はい。池田教育総務課長。

○教育総務課長（池田拓也君）

はい。教育総務課、池田でございます。

今回この使用料につきましては、この条例第2条の表中で定めるのではなく、この条例第2条の第3項を今回改正させていただきたいというふうに考えてございますので、ここにかかる費用につきましては、別途私ども

の条例ではなく、こちらのほうの運用の決裁のほうで金額のほうは定めていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○委員長（寺脇直子君）

はい。管野委員。

○委員（管野英美子君）

項目の第3項のところですね。映画会その他っていうところ、その文言が変わるということですか。

○委員長（寺脇直子君）

池田教育総務課長。

○教育総務課長（池田拓也君）

はい。教育総務課、池田でございます。

はい。委員おっしゃるとおりでございます。

○委員長（寺脇直子君）

よろしいですか。

はい。他に質疑ございませんか。

よろしいですか。

はい。それでは質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（寺脇直子君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○委員長（寺脇直子君）

挙手全員であります。

よって、第54号議案は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付された案件は全て終了いたしました。

続きまして、その他について委員間討議を行う事項は何かございませんか。

はい。管野委員。

○委員（管野英美子君）

すいません。

子どもたちの通学のことなんですけれど、毎日通っているんです。あんぜん部会か何かやっていたくってということなんですけども、早急にやっていただけませんか。要望しておきます。

○委員長（寺脇直子君）

それは要望と何か答弁があれば。

はい。小森こども未来部長。

○こども未来部長（小森 進君）

おはようございます。

こども未来部の小森でございます。

菅野委員からおっしゃっていただいたことにつきましては、今回一般質問でも数人の議員の方から、御質問いただいたところでございます。おっしゃっていただきましたとおり、あんしん・あんぜん部会のほうでお話をさせていただくということを申し上げさせていただいております。

昨日、西側の学校運営協議会も第1回目開かれたということも聞いてますので、これからその動きは出てくるかなと思っております。おっしゃるようになりますね、それぞれの通学路の今の問題点については、ちょっとしたためておいていただきまして、早速できればその場で議論するように心がけていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（寺脇直子君）

他にございませんか。

ないようですので、以上で本委員会を閉会したいと思います。

これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（寺脇直子君）

異議なしと認めます。

よって、本委員会は閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

本委員会の閉会に当たり、町長から挨拶が

ございます。

上浦町長。

○町長（上浦 登君）

はい。福祉教育常任委員会の閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げさせていただきます。

本日提案をさせていただきました議案に対しまして慎重に御審査を賜りまして誠にありがとうございます。また、適切に御決定を賜りまして誠にありがとうございました。

本日、たくさんの御意見いただきました。いただきました御意見等につきましては、執行のときにですね、しっかりと配慮させていただきながら進めてまいりたいと考えてございますので、よろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、閉会に当たりましての御挨拶をさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

○委員長（寺脇直子君）

これをもって福祉教育常任委員会を閉会いたします。

どうもお疲れ様でした。

午前10時49分 閉会

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

令和 年 月 日署名

豊能町議会福祉教育常任委員会

委員長